

各関係団体の長 様

大阪府健康医療部保健医療室長

麻しんの届出について(周知)

日頃より、本府保健医療行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、国内においても麻しんの感染伝播事例が増加しており、府内でも麻しん患者が発生しました。

麻しんが疑われる場合は、管轄の保健所に対して発生届の迅速な届出を行っていただくなど、別添資料をご確認の上、改めて下記のとおり御対応の徹底をお願いいたします。

つきましては、内容について御了知の上、貴会員への周知をお願いいたします。

記

- 1 発熱や発疹を呈する患者を診察した際は、海外渡航歴及び国内旅行歴を聴取し、麻しんの罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、麻しんを意識した診療を行うこと
- 2 麻しんの診断について
 - (1) 別添「医師による麻しん届出ガイドライン 第五版」(平成 28 年 3 月 9 日国立感染症研究所感染症疫学センター)に基づき届出をお願いいたします。
 - (2) 麻しんの疑い例「臨床診断例」については、直ちに保健所へ御連絡いただき、遺伝子検査によって迅速に結果を明らかにし、感染拡大防止を図っていくこととしていますので、御協力よろしくをお願いいたします。
 - (3) 都道府県等が行う当該遺伝子検査は、感染症法第 15 条に基づく積極的疫学調査の一環として行うことができるものです。
- 3 麻しんの感染力の強さに鑑みた院内感染予防対策を実施すること

【添付資料】

- ・麻しん診療についてのお願い
- ・医師による麻しん届出ガイドライン 第五版

【参考】

- ・令和5年度感染症法関係通知(大阪府ホームページ)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryu/osakakansensho/reiwa5nentuti.html>

大阪府健康医療部 保健医療室
感染症対策企画課 防疫グループ
T E L 06-6944-9156
F A X 06-6941-9323